

令和5年度資産等報告書

審査結果報告書

令和5年8月28日

春日市長等政治倫理審査会

当審査会は、春日市長等政治倫理条例（平成7年条例第24号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき春日市長から求められた、令和5年6月30日付05春総総第72号「資産等報告書の審査について（依頼）」に関して審査を行った。その経過及び結果は下記のとおりであったので、条例第10条第3項の規定に基づき報告する。

記

1 資産等報告書の提出状況

条例第4条の規定により資産等報告書の提出を義務付けられている市長等から、配偶者及び扶養する親族又は同居の親族の分も併せ、提出期限である令和5年5月31日までに資産等報告書が提出された。提出された資産等報告書は合計7部であり、その内訳は次のとおりである。

- (1) 市長 2部（配偶者の分を含む）
- (2) 副市長 3部（配偶者、子の分を含む）
- (3) 教育長 2部（配偶者の分を含む）

2 審査会の開催状況

開催日時、場所及び内容については次のとおりである。

(1) 第1回春日市長等政治倫理審査会（7名出席）

- ア 日時 8月7日（月）午後2時00分から午後4時20分まで
- イ 場所 春日市役所議会棟1階全員協議会室
- ウ 内容

- (ア) 事務局から資産等報告書の審査の流れについて説明
- (イ) 直近3年間の報告書に金額の記載がある項目を抜き出した令和5年度資産等報告書に関する新旧対照表（以下「新旧対照表」という。）を用い、資産等報告書について事務局から説明
- (ウ) 資産等報告書の内容について質疑応答

(2) 第2回春日市長等政治倫理審査会（7名出席）

- ア 日時 8月17日（木）午後2時から午後4時30分まで
- イ 場所 春日市役所議会棟1階全員協議会室
- ウ 内容

- (ア) 令和5年度資産等報告書に関する質問事項について事務局から回答
- (イ) 令和5年度資産等報告書審査結果報告書（案）について検討

3 審査の方法

(1) 書面によるもの

- ア 資産等報告書の中で関連項目を比較対照することにより、整合性が取れているか確認した。
- イ 本人、配偶者等から提出された資産等報告書で相互に関連する項目について整合性が取れているか確認した。
- ウ 令和3年度から令和5年度にわたる新旧対照表を用い、同一項目において整合性が取れているかを確認した。

(2) 聴き取りによるもの

- ア 資産等報告書の記載内容について、事務局から説明を受けた。
- イ その他記載内容に関する疑問点について、資産等報告書提出義務者6人分の説明を求めた。

4 審査結果

- (1) 市長等の資産等報告書の提出の遅滞及び未提出はなかった。
- (2) 審査を行う過程で令和5年度資産等報告書において一部に預貯金の金額に誤りがあったため、「資産等報告書に対する補正事項」を資産等報告書に添付する訂正を容認した。
- (3) (2) 以外は、条例又は春日市長等政治倫理条例施行規則に適合した内容で報告されていた。
- (4) 審査方法の改善を求める意見が委員から多数あったので、春日市長等政治倫理条例第8条第5項第3号の規定に基づき、別紙のとおり建議書を提出する。

なお、今回の審査会では別紙の建議書の他に、審査会委員による少数意見も出されており、併せてその少数意見も掲載する。

(別紙)

令和5年8月28日

春日市長 井上 澄和様

春日市政治倫理審査会会長 在澤 英俊



建議

当審査会は、春日市長等政治倫理条例第8条第5項第3号に基づいて、以下のとおり、市長に建議する。

他の地方自治体の政治倫理条例において、市長等が提出する資産等報告書に一定の証明書類を添付することを求めている例がある。

現行の春日市長等政治倫理条例においては、資産等報告書に証明書類を添付することまでは求められていないが、現行条例では審査会による審査に限界があることから、同条例の趣旨を実効あらしめるようにするためには、一定の証明書類を添付することが望ましい。もちろん、検討の対象となり得る証明書類には多種多様なものがあり、費用対効果や各地方自治体における地域の事情等も勘案する必要があり、最終的には議会において十分に議論を尽くした上で決すべきものである。

そこで、当審査会としては、市長において、市長等が提出する資産等報告書に一定の証明書類を添付することを義務付ける方向で、現行条例の改正等を検討するように建議する。

少数意見

今回の審査では、提出者全員について、資産等報告書に記載した金額の根拠となる証明書類の提出を求めたが、その全員から、提出が無かった。なぜ提出できないのかについての説明も特になされなかった。

市長については、収入から借入金の返済、税金等の支払いを除き、1000万円を超えるお金が残るが、高額な購入物もなく、残りはすべて生活費としての支出だと説明がなされた。しかし、かかる高額な生活費への支出は、一般的見地から理解しがたいものである。また、副市長と比較して、市長は、所得が多いにも関わらず、貯蓄が少ないことについては、十分な説明がなされなかった。

少数委員からの要請

ア) 資産等報告書の正確性及び透明性の確保と、適正な審査に向けた積極的な報告の観点から次のとおり要請します。

資産報告書作成に基づき、根拠となった証明資料（所得証明書、確定申告書、預貯金の残高証明、固定資産税の証明書、水道料金支払い証明書等）の添付を求めます。そもそも、政治倫理条例の制定目的は、公に対し、市長等、市の役職者の資産を明確にすることにより、賄賂や不当な利益を得ていないことを証明すべきものです。そのため、資産報告書の審査は、提出者の自己申告の数字のみを根拠としては、誤記、記載漏れ、虚偽記載等の可能性も判断ができず、厳正な審査ができません。その結果、自己申告の数字を挙げただけの資産報告書は、提出者らがそのような不当な利益や待遇を受けていないことを証明するものではありません。

本市の政治倫理条例には、証拠書類添付の義務が規定されていませんが、審査会より提出を求められた場合に、特段の理由もなくその求めに応じないことは、本条例第1条にいう「市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め」、「市政に対する市民の信頼にこたえ」るための、説明責任を果たしていることにはなりません。

イ) 資産報告書における誤記について

提出者の中には、令和4年度の政治倫理審査会において、固定資産評価額の誤記が判明し、訂正され、令和5年度には、預金残高の誤記が判明し、訂正がなされた者がありました。誤記が続いていますので、次年度からは、誤記の再発防止のため、事務局に確認するなど、慎重な報告書記載を心が

けてください。

ウ) 審査会での審査の実効性をより高めるため、記載内容に関する条例改正を要請するとともに、現在、市長、副市長と教育長、及びその同居家族に限定されている、資産報告書作成とその審査を、市議会議員とその同居家族にも拡充することを求めます。なぜなら、市議会議員は市の政策決定において重要な役割を担っており、その資産についての透明性と説明責任は、市長等と同様に果たす必要があるからです。

春日市長等政治倫理審査会委員名簿

| 氏名 | 選出区分 | 備考 |
|------------|------|-------------|
| 在澤 英俊（会長） | 有識者 | 久留米大学法学部准教授 |
| 高橋 康文（副会長） | 有識者 | 司法書士 |
| 内田 勝基 | 有識者 | 税理士 |
| 岸本 大樹 | 有識者 | 弁護士 |
| 伊佐 智子 | 有識者 | 久留米大学法学部講師 |
| 高田 龍雄 | 市民 | |
| 中村 一男 | 市民 | |